

公益認定申請・公益信託認可申請の相談について

1 主務課(実際に申請先となる担当課室)決定手続

公益認定申請・公益信託認可申請に当たり、県の窓口となる主務課(申請先)を決定する必要があります。

下記の関係書類を御持参の上、愛知県総務局総務部法務文書課文書・公益法人グループ(愛知県庁本庁舎1階)*にお越しく下さい。御来室に際して事前に下記まで連絡をお願いします。

※ 連絡先 県庁代表 052-961-2111 内線 2129
直 通 052-954-6022

<公益認定申請>

	関係書類	主な確認事項
1	法人登記の写し【必須】 (登記事項証明書)	①目的 ②主な事業 ③主たる事務所及び従たる事務所
2	定款【必須】	①目的 ②事業内容
3	事業計画書【必須】	①事業内容の詳細
4	収支予算書【必須】(損益ベース)	①事業ごとの収支予算数値
5	貸借対照表 (法人設立の日又は前事業年度末)	①法人の財務状況(事業計画及び収支予算の裏付け)

<公益信託認可申請(公益信託に関する法律附則第4条第1項に規定する移行認可申請を愛知県知事宛てに行う場合を含む(2026年4月1日より前において愛知県知事又は愛知県教育委員会の許可を得て公益信託となったものを除く。))>

	関係書類	主な確認事項
1	受託者又は信託管理人が法人の場合 法人登記の写し (登記事項証明書)【必須】 受託者の定款【必須】 受託者又は信託管理人が個人(事業主)の場合 それぞれの住所地を証する書類(本人確認書類、 士業の資格者団体が発行する身分証明書の写し 等)【必須】	①目的 ②主な事業 ③法人 主たる事務所及び従たる事務所 個人(事業主) 住所地(事務所所在地含む)
2	公益信託に係る信託行為の内容を証する書面(信託契約(案)や遺言書など)【必須】	①信託行為の目的・内容 ②公益事務を行う区域
3	事業計画書【必須】	①事業内容の詳細
4	収支予算書【必須】	①事業ごとの収支予算数値
5	法人又は個人事業主の場合 貸借対照表(法人設立の日又は前事業年度末) 個人の場合 前年又は前年度の年収並びに主な資産及び負債 の額(その種類を含む)が明らかになる書類	①受託者の財務状況(事業の継続性の裏付け)
6	信託財産の内容が確認できる書類(金額や種類が分かる一覧など)	①信託財産の内容

2 主務課決定の連絡

上記の関係書類をもとに、主な確認事項について、簡単に質問させていただき、後日、法務文書課から、決定した主務課(実際に申請先となる課室)について御連絡させていただきます。

この連絡後は、当該主務課との連絡調整等をお願いします。はじめに、主務課に対し公益法人・新公益信託制度に関することや申請の方法などを御相談ください。

なお、制度の概要については、別に公表されております公益法人インフォメーション(https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/) を御覧ください。